

狛江市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、狛江市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第11号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し議長を経由して政務活動費交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。また申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し議長を経由して政務活動費交付変更申請書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し議長を経由して会派解散届（第3号様式）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度前条の規定により申請のあった会派について交付すべき年間分の政務活動費を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。なお、前条第1項の政務活動費交付変更申請により、政務活動費を追加交付する必要がある場合も同様とする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者は、政務活動費の交付日の10日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書（第5号様式）を提出するものとする。前条後段の規定により、追加交付する旨の決定があった場合、速やかに政務活動費交付申請書を提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の収支について会計帳簿を整理し、当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

付 則

(施行日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(狛江市議会における各会派に対する調査研究費の交付に関する規則の廃止)

2 狛江市議会における各会派に対する調査研究費の交付に関する規則（昭和54年規則第9号）は、廃止する。

付 則（平成18年12月20日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則（平成25年2月15日規則第2号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。